

福島市告示第198号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。)により、医療扶助および医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定に基づき、告示する。

令和7年6月17日

福島市長 木幡 浩

名称	所在地	指定年月日
医療法人むらおか内科・糖尿病内科・耳鼻咽喉科クリニック	福島市松川町字天王原 89 番地	令和7年6月1日